

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第1号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年鳥取市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「100分の108.5以上100分の205以下」を「6月に支給する場合には100分の108.5以上100分の205以下」に、「100分の128.5以上100分の245以下」を「100分の128.5以上100分の245以下)、12月に支給する場合には100分の113.5以上100分の215以下(特定管理職員にあつては100分の133.5以上100分の255以下」に改め、同項第2号中「100分の105.5以上100分の108.5未満」を「6月に支給する場合には100分の105.5以上100分の108.5未満」に、「100分の125.5以上100分の128.5未満」を「100分の125.5以上100分の128.5未満)、12月に支給する場合には100分の110.5以上100分の113.5未満(特定管理職員にあつては100分の130.5以上100分の133.5未満」に改め、同項第3号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5」に、「100分の122.5」を「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあつては100分の127.5」に改め、同項第4号中「100分の102.5未満」を「6月に支給する場合には100分の102.5

未満」に、「100分の122.5未満」を「100分の122.5未満)、12月に支給する場合には100分の107.5未満(特定管理職員にあつては100分の127.5未満)に改める。

第12条の2第1項第1号中「100分の51.75以上」を「6月に支給する場合には100分の51.75以上」に、「100分の61.75以上」を「100分の61.75以上)、12月に支給する場合には100分の54.25以上(特定管理職員にあつては100分の64.25以上)に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75」に、「100分の58.75」を「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあつては100分の61.25)に改め、同項第3号中「100分の48.75未満」を「6月に支給する場合には100分の48.75未満」に、「100分の58.75未満」を「100分の58.75未満)、12月に支給する場合には100分の51.25未満(特定管理職員にあつては100分の61.25未満)に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の108.5以上100分の205以下」を「100分の111以上100分の315以下」に、「100分の128.5以上100分の245以下)、12月に支給する場合には100分の113.5以上100分の215以下(特定管理職員にあつては100分の133.5以上100分の255以下)を「100分の131以上100分の375以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の105.5以上100分の108.5未満」を「100分の108以上100分の111未満」に、「100分の125.5以上100分の128.5未満)、12月に支給する場合には100分の110.5以上100分の113.5未満(特定管理職員にあつては100分の130.5以上100分の133.5未満)を「100分の128以上100分の131未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の

102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあつては100分の127.5)を「100分の125」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の102.5未満」を「100分の105未満」に、「100分の122.5未満)、12月に支給する場合には100分の107.5未満(特定管理職員にあつては100分の127.5未満)を「100分の125未満」に改める。

第12条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.75以上」を「100分の53以上」に、「100分の61.75以上)、12月に支給する場合には100分の54.25以上(特定管理職員にあつては100分の64.25以上)を「100分の63以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあつては100分の61.25)を「100分の60」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の48.75未満」を「100分の50未満」に、「100分の58.75未満)、12月に支給する場合には100分の51.25未満(特定管理職員にあつては100分の61.25未満)を「100分の60未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。